

# 選挙のしくみ



## (I) 選挙の原則

### ■ 日本の選挙の原則

- ・ [1] ... 成年に達すれば誰でも一票をもつ
- ・ [2] ... 一票の価値が平等
- ・ [3] ... 誰に投票したかを秘密にできる
- ・ [4] ... 有権者が直接投票する

### ■ 主な選挙制度



- ① [5] ... = 各選挙区で得票数一位の候補者が 1人だけ当選する 制度
  - 強い政党同士の争いになりやすく、二大政党制になりやすい。= 政権は安定
  - × 一方、少数政党が勝つ見込みは薄く、少数意見が反映されない。
  - ・ 1位の候補者以外は落選となるため、 [6] (落選者への票) が多くなる。
- ② [7] ... = 1つの選挙区から二人以上の候補者が当選する制度。
  - ・ これを縮小した **中選挙区制** と呼ばれる仕組みを、1993年までの選挙で採用していた。
- ③ [8] ... = 1つの選挙区で、得票数に応じて当選者を配分していく制度
  - 死票が少なく、民意を忠実に反映する
  - × 少数政党が議席を取る可能性が高まり、多くの党が乱立しやすい。= 政権は不安定に

## (II) 日本の選挙制度

■ 衆議院選挙 ... 従来は中選挙区制 (一つの選挙区から3~5名の当選者) を実施



同一政党での争いもあり、余分なカネがかかるという批判

1994 政治改革 → [9] **並立制** が導入 (衆議院)

**小選挙区制** 全国を289の選挙区に分ける → **各区1人だけが当選**

**比例代表制** 全国を11の選挙区に分け投票

例	順位	候補者	得票数	結果
1位	トマト結衣(野菜党)	700	票	○ 当選!
2位	ゴリラ光太郎(動物党)	500	票	× 落選...
3位	サーモン真紀(魚党)	300	票	×
4位	レンジ純一(家電党)	200	票	×



票数に応じて  
議席数を配分

例	政党	得票率	議席数
野菜党	60%獲得	→ 4人当選	
動物党	30%獲得	→ 2人当選	
魚党	15%獲得	→ 1人当選	

- (1) 小選挙区と比例代表の両方に立候補することができる [10] ]を認めており、小選挙区で落選しても、比例代表で **復活当選** することがある。
- (2) 比例代表の当選者は あらかじめ名簿にて順位付け されている = **拘束名簿式**  
同順位の場合もあり、その際は小選挙区の **惜敗率** が高い方を優先的に当選させる

## ■ 参議院選挙

**選挙区制** 原則都道府県ごとの選挙区に分ける→1~6人当選

例) 東京都は定数6名

1位	ニンジン武夫(野菜党)	1200	票
2位	キリン由紀子(動物党)	1000	票
3位	マグロ慎之介(魚党)	800	票
4位	玉ねぎ次郎(野菜党)	550	票
5位	長ネギ五郎(野菜党)	450	票
6位	トースター蓮(家電党)	380	票
7位	パンダ俊輔(動物党)	300	票
8位	サンマ早紀(魚党)	280	票
9位	ミキサー正人(家電党)	200	票

例) 新潟県は定数1名

ライオン竜太(動物党)	1200	票
ゴボウ雅夫(野菜党)	1000	票
ウニ京助(魚党)	800	票

### TOPIC!

原則は都道府県ごとだが  
2016年の参院選から  
鳥取島根/徳島高知が  
合区となった

**比例代表制** 全国を1つの選挙区として投票

有権者は「政党名」か

「候補者名」を記入



票数に応じて

議席数を配分

例

野菜党	60%獲得	→ 4人当選
動物党	30%獲得	→ 2人当選
魚党	15%獲得	→ 1人当選

- ・「野菜党」と書かれた票→「野菜党」の獲得票
- ・「レタス潤」(野菜党候補者)と書かれた票→「野菜党」の獲得票

- (1) 選挙区と比例代表のどちらかに立候補することができる。衆とは異なるので要注意。  
比例代表の候補者は順位付けされていない = **非拘束名簿式比例代表制**
- (2) どの政党が何議席獲得するかについては、衆議院と同様の方法で決定するが、  
実際の当選者は、候補者への票数が多い順に決められる。= 人気順で当選者を決定!

## (Ⅲ) 選挙をめぐる課題

- [11] ]: 人口や議員定数の関係で、一票の価値に不平等が生じている。  
※2021 衆院選 \_\_\_\_\_ 倍 2022 参院選 \_\_\_\_\_ 倍

### 解説💡 「一票の格差」とは?

入試でも頻出となっているので丁寧に理解してほしいところ。右の表のように、同じ1人の当選者を出す選挙区で人口に差があると、一方では3000票を得たのに落選し、一方では600票でも当選…という事態が起きる。このように、1票の重みに差が生まれる問題を、**一票の格差**という。

右の場合、この二つの選挙区間では10倍の格差があるといえる。ちなみに最も格差が大きくなった選挙は衆で4.99倍(1972)、参で6.59倍(1992)となっており、選挙区や定数の変更させながら格差是正に努めている。



- **選挙運動の規制** : [12] ]にて、立候補前の事前運動・[13] ]・署名運動を禁止  
[14] ]…候補者に近い関係にある者が違反で逮捕されたとき、  
候補者自身が関係していなくとも当選が無効になる制度

(ex) 選挙運動の期間前後

- 左: 選挙運動期間前、「本人」というタスキをつけて演説  
右: 選挙運動解禁後、「とよた真由子」というタスキで演説



- 投票率の低下への対応

- ・ [15] ]制度の導入
- ・ [16] ]での選挙運動解禁 ※[16]投票は実現していないことに注意!

# 選挙のしくみ



## (I) 選挙の原則

### ■ 日本の選挙の原則

- ・ [1] **普通選挙** ]... 成年に達すればだれでも一票をもつ
- ・ [2] **平等選挙** ]... 一票の価値が平等
- ・ [3] **秘密投票** ]... 誰に投票したかを秘密にできる
- ・ [4] **直接選挙** ]... 有権者が直接投票する

### ■ 主な選挙制度

- ① [5] **小選挙区制** ] = 各選挙区で得票数一位の候補者が 1人だけ当選する 制度
  - 強い政党同士の争いになりやすく、二大政党制になりやすい。= 政権は安定
  - × 一方、少数政党が勝つ見込みは薄く、少数意見が反映されない。
  - ・ 1位の候補者以外は落選となるため、[6] **死票** ] (落選者への票) が多くなる。
- ② [7] **大選挙区制** ] = 1つの選挙区から二人以上の候補者が当選する制度。
  - ・ これを縮小した **中選挙区制** と呼ばれる仕組みを、1993年までの選挙で採用していた。
- ③ [8] **比例代表制** ] = 1つの選挙区で、得票数に応じて当選者を配分していく制度
  - 死票が少なく、民意を忠実に反映する
  - × 少数政党が議席を取る可能性が高まり、多くの党が乱立しやすい。= 政権は不安定に



## (II) 日本の選挙制度

■ **衆議院選挙** ... 従来は中選挙区制 (一つの選挙区から3~5名の当選者) を実施



同一政党での争いもあり、余分なカネがかかるという批判

1994 政治改革 → [9] **小選挙区比例代表** ] **並立制** が導入 (衆議院)

#### 小選挙区制

全国を289の選挙区に分ける → 各区1人だけが当選

#### 比例代表制

全国を11の選挙区に分け投票

例	順位	候補者	得票数	結果
1位	トマト結衣(野菜党)	700	票	○ 当選!
2位	ゴリラ光太郎(動物党)	500	票	× 落選...
3位	サーモン真紀(魚党)	300	票	× 落選...
4位	レンジ純一(家電党)	200	票	× 落選...



票数に応じて  
議席数を配分

例	政党	得票率	議席数
野菜党	60%獲得	→ 4人当選	
動物党	30%獲得	→ 2人当選	
魚党	15%獲得	→ 1人当選	

- (3) 小選挙区と比例代表の両方に立候補することができる<sup>[10]</sup> ]を認めており、小選挙区で落選しても、比例代表で**復活当選**することがある。
- (4) 比例代表の当選者は あらかじめ名簿にて順位付け されている = **拘束名簿式**  
同順位の場合もあり、その際は小選挙区の**惜敗率**が高い方を優先的に当選させる

## ■ 参議院選挙

**選挙区制** 原則都道府県ごとの選挙区に分ける→1~6人当選

例) 東京都は定数6名

1位	ニンジン武夫(野菜党)	1200	票
2位	キリン由紀子(動物党)	1000	票
3位	マグロ慎之介(魚党)	800	票
4位	玉ねぎ次郎(野菜党)	550	票
5位	長ネギ五郎(野菜党)	450	票
6位	トースター蓮(家電党)	380	票
7位	パンダ俊輔(動物党)	300	票
8位	サンマ早起(魚党)	280	票
9位	ミキサー正人(家電党)	200	票

例) 新潟県は定数1名

ライオン竜太(動物党)	1200	票
ゴボウ雅夫(野菜党)	1000	票
ウニ京助(魚党)	800	票

### TOPIC!

原則は都道府県ごとだが  
2016年の参院選から  
鳥取島根/徳島高知が  
合区となった

**比例代表制** 全国を1つの選挙区として投票

有権者は「政党名」か

「候補者名」を記入



票数に応じて

議席数を配分

例

野菜党	60%獲得→4人当選
動物党	30%獲得→2人当選
魚党	15%獲得→1人当選

- ・「野菜党」と書かれた票→「野菜党」の獲得票
- ・「レタス潤」(野菜党候補者)と書かれた票→「野菜党」の獲得票

- (1) 選挙区と比例代表のどちらかに立候補することができる。衆とは異なるので要注意。  
比例代表の候補者は順位付けされていない = **非拘束名簿式比例代表制**
- (2) どの政党が何議席獲得するかについては、衆議院と同様の方法で決定するが、  
実際の当選者は、候補者への票数が多い順に決められる。= 人気順で当選者を決定!

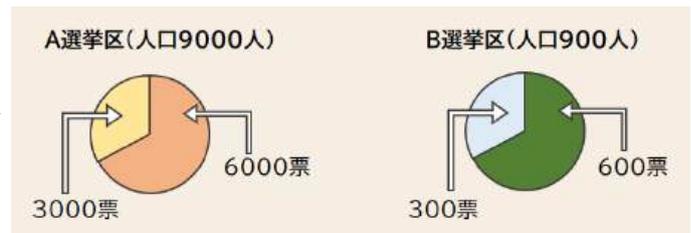
## (Ⅲ) 選挙をめぐる課題

- <sup>[11]</sup> **一票の格差** ]: 人口や議員定数の関係で、一票の価値に不平等が生じている。  
※2021 衆院選 2.09 倍 2022 参院選 3.03 倍

### 解説💡 「一票の格差」とは?

入試でも頻出となっているので丁寧に理解してほしいところ。右の表のように、同じ1人の当選者を出す選挙区で人口に差があると、一方では3000票を得たのに落選し、一方では600票でも当選…という事態が起きる。このように、1票の重みに差が生まれる問題を、**一票の格差**という。

右の場合、この二つの選挙区間では10倍の格差があるといえる。ちなみに最も格差が大きくなった選挙は衆で4.99倍(1972)、参で6.59倍(1992)となっており、選挙区や定数の変更させながら格差是正に努めている。



- **選挙運動の規制** : <sup>[12]</sup> **公職選挙法** ]にて、立候補前の事前運動・<sup>[13]</sup> **戸別訪問** ]・署名運動を禁止  
<sup>[14]</sup> **連座制** ]…候補者に近い関係にある者が違反で逮捕されたとき、  
候補者自身が関係していなくとも当選が無効になる制度

(ex) 選挙運動の期間前後

- 左: 選挙運動期間前、「本人」というタスキをつけて演説  
右: 選挙運動解禁後、「とよた真由子」というタスキで演説



- 投票率の低下への対応

- ・<sup>[15]</sup> **期日前投票** ]制度の導入
- ・<sup>[16]</sup> **インターネット** ]での選挙運動解禁 ※<sup>[16]</sup>投票は実現していないことに注意!